## 吸収合併に係る事後開示書類

(会社法第801条第1項および会社法施行規則第200条に基づく書類)

(簡易吸収合併)

2024年4月1日

株式会社ティーガイア

株式会社ティーガイア 代表取締役社長 石田 將人

当社は、2023年12月1日付で株式会社モバイルトラスト(以下「MT」といいます)との間で締結した合併契約書に基づき、2024年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、MTを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本件吸収合併」といいます)を行いました。本件吸収合併に関し、会社法第801条第1項および同法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

- 1. 吸収合併が効力を生じた日 (会社法施行規則第 200 条第 1 項) 2024 年 4 月 1 日
- 2. 吸収合併消滅会社における会社法第 784 条の2の規定による請求に係る手続の経過、会社 法第 785 条および第 787 条の規定ならびに会社法第 789 条の規定による手続の経過(会 社法施行規則第 200 条第 2 号)
  - (1) 吸収合併をやめることの請求 MT の株主は当社1社のみであり、会社法第784条の2の規定に基づく株主からの吸収合併をやめることの請求はありませんでした。
  - (2) 反対株主の株式買取請求 MT の株主は MT の特別支配会社である当社1社のみであるため、会社法第785条第1項の規定に基づく手続について、該当事項はありません。
  - (3) 新株予約権買取請求 MT は、新株予約権および新株予約権付社債を発行していなかったため、該当事項は ありません。
  - (4) 債権者の異議

MT は、会社法第789条第2項の規定に基づき、令和6年2月22日付の官報へ合併公告を掲載するとともに、同日付で知れている債権者に対し各別の催告を行いましたが、 異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

- 3. 吸収合併存続会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、会社 法第 797 条および第 799 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 200 条第 3 号)
  - (1) 吸収合併をやめることの請求

本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、会社法第796条の2の規定に基づく手続について、該当事項はありません。

#### (2) 反対株主の株式買取請求

当社は、会社法第797条第3項および第4項の規定に基づき、令和6年2月22日付の電子公告により、株主に対して公告を行いました。なお、本件吸収合併は、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第797条第1項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

#### (3)債権者の異議

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、令和6年2月22日付の官報および同日付の電子公告により、債権者に対して合併に対する異議申述公告を行いましたが、異議申述期限までに、異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から継承した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第200条第4号)

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、MT の資産・負債およびその他権利義務一切を承継しました。

- 5. 会社法第782条第1項の規定により、吸収合併消滅会社が備え置いた書面または電磁的記録に記載または記録がされた事項(会社法施行規則第200条第5号) 別紙のとおりです。
- 6. 会社法第921条の変更の登記をした日(会社法施行規則第200条第6号)2024年4月15日(月)(予定)
- 7. 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項(会社法施行規則第 200 条第 7 号)

該当事項はありません。

以 上

### 吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第782条第1項および会社法施行規則第182条に基づく書類)

(略式吸収合併)

2024年2月20日

株式会社モバイルトラスト

株式会社モバイルトラスト 代表取締役社長 津田 貴博

当社は、2023 年 12 月 1 日付で株式会社ティーガイア(以下「ティーガイア」といいます)との間で締結した合併契約書に基づき、2024 年 4 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併消滅会社、ティーガイアを吸収合併存続会社とする吸収合併(以下「本件吸収合併」といいます)を行うこととしました。本件吸収合併に関し、会社法第 782 条第 1 項および同法施行規則第 182 条で定める事項を記載した書類を備えおくこととします。

記

- 1. 吸収合併契約の内容(会社法第782条第1項) 2023年12月1日付で当社とティーガイアが締結した合併契約書は別紙のとおりです。
- 2. 合併対価がないことの相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第1号) 当社がティーガイアの完全子会社であることから、本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の 交付は行いません。

なお、当社にはティーガイア以外の株主は存在せず、会社法施行規則第 182 条第 3 項第 3 号に掲げる事項はありません。

- 3. 合併対価について参考となるべき事項(会社法施行規則第182条第1項第2号) 該当事項はありません。
- 4. 吸収合併に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項(会社法施行規則第182条第1項第3号) 該当事項はありません。
- 5. 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等(会社法施行規則第182条第1項第4号) ティーガイアは有価証券報告書および四半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業 年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関す る電子システム(EDINET)」よりご覧いただけます。
- 6. 吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担 その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第182条第6項第1号ハ) 該当事項はありません。
- 7. 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担 その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第182条第6項第2号イ) 該当事項はありません。

8. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第182条第1項第5号)

本件吸収合併効力発生日後のティーガイアの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件吸収合併後のティーガイアの収益状況およびキャッシュ・フローの状況について、ティーガイアの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本件吸収合併の効力発生日以後におけるティーガイアの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

以上

# 合併契約書

印紙 40,000 円

#### 合併契約書

株式会社ティーガイア(以下「甲」という。)及び株式会社モバイルトラスト(以下「乙」という。) は、次のとおり合併契約(以下「本契約」という。)を締結する。

#### (吸収合併)

- 第1条 甲及び乙は、合併して、甲を吸収合併存続会社とし、乙を吸収合併消滅会社とする(以下「本合併」という。)。
  - 2. 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。
    - (1) 吸収合併存続会社

商号 株式会社ティーガイア 住所 東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号

(2) 吸収合併消滅会社

商号 株式会社モバイルトラスト

住所 東京都日野市高幡1008番地の6

#### (効力発生日)

第2条 本合併の効力発生日は、2024年4月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙間で協議し合意のうえ、これを変更することができる。

#### (合併対価の交付及び割当て)

第3条 本合併に際して、甲は、乙の発行済株式を全て所有しているため、乙の株主に対して株式その他の金銭等の合併対価を交付せず、また、合併対価の割当ては一切発生しない。

#### (増加すべき資本金及び準備金の額)

第4条 本合併により、甲の増加すべき資本金及び資本準備金の額に関する事項は、会社計算規則に 従い、甲が定める。

#### (合併承認決議)

- 第5条 甲は会社法第796条第2項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに合併する。ただし、同条第3項に該当した場合は、効力発生日の前日までに株主総会の承認を得るものとする。
  - 2. 乙は会社法第784条第1項の規定により、本契約について株主総会の承認を得ずに合併する。

#### (権利義務全部の承継)

第6条 乙は、2024年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎として、これに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加味した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はそれを承継する。

(従業員の処遇)

第7条 甲は、乙の従業員を本合併の効力発生日をもって、甲の従業員として引き継ぐものとする。 乙の従業員の処遇その他の取扱いについては、甲乙協議のうえ、これを決定する。

(合併契約の変更及び解除)

第8条 本契約締結の日から効力発生日に至る間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産もしくは経営状態に重大な変動が生じた場合、その他必要があるときは、甲乙間で協議し合意のうえ、本合併の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

(協議事項)

第9条 本契約に定めるもののほか、本合併に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従って、甲乙間で 協議のうえ、これを定める。

以上のとおり契約したので本書1通を作成し、甲が原本を保有し、乙は原本の写しを保有する。

2023年12月1日

甲:東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号 株式会社ティーガイア 代表取締役社長 石田 將人

乙:東京都日野市高幡1008番地の6 株式会社モバイルトラスト 代表取締役社長 津田 貴博